有料老人ホーム設置者 様

熊本県健康福祉部長寿社会局 高齢者支援課長

有料老人ホームの経営状況の関係書類及び重要事項説明書等の提出について (依頼)

このことについて、有料老人ホーム設置者は、老人福祉法(昭和38年法律第133号) 第29条第11項の規定により、当該有料老人ホームに係る情報を所在地の都道府県知事 に報告することとされており、また、報告を受けた都道府県知事は、同法同条第12項の 規定により、当該情報を公表することとされています。

つきましては、有料老人ホーム情報の公表を行うため、下記により関係書類の提出をお 願いします。

なお、提出いただく厚生労働省作成の重要事項説明書様式には、法令により公表が義務づけられていない項目も含まれていますが、当該項目の情報についても、県での手続きを経て情報公表システムに登録され、広く一般の閲覧に供されることになります。

この点について、予め御了承いただきますようお願いします。

記

1 提出書類

- (1) 最新の重要事項説明書
 - ※ 情報公表システムに登録するための重要事項説明書の様式が更新されていますので、全ての事業所において、必ず県ホームページから最新版の様式をダウンロードのうえ、当該様式で作成及び提出いただきますようお願いします。
 - ※ **必要事項は全て御記入ください** (様式の右側に「未記入」と表示される項目 が無いようにしていただきますようお願いします。)。
 - ※ 様式中の「被災確認対象事業所番号」には、別紙に記載されている番号を御 記入ください。
- (2)情報開示等一覧表
- (3) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
 - ※ 他業を営んでいる場合には他業に係る(3)の関係書類を、親会社がある場合には当該親会社の業務に係る(3)の関係書類を併せて御提出ください。
 - ※ 設立から1年未満の法人であり、第1期決算が完了していない場合については、提出していただく必要はありません。
- (4) 令和4年度(2022年度)熊本県高齢者向け住まい実態等調査に係るアンケート調査票
- 2 様式等掲載先(県ホームページ)

『令和4年度有料老人ホームの経営状況等の関係書類及び重要事項説明書等の提出に

係る様式等について』

[URL] < https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/32/110461.html>

- ※ 上記URLをクリックしていただくか、県ホームページの「ページ番号で探す」の項目に「110461」と入力・検索していただくと表示されます。
- 3 提出方法

熊本県電子申請サービスから電子データ(Excel、PDF等)で提出

- ※ 2に記載の県ホームページに、電子申請サービスのURL及びQRコードを掲載して おりますので、そちらから御提出ください。
- ※ 重要事項説明書は、必ずExcelファイルで御提出ください。
- ※ 財務諸表(電子申請サービスでは、電子データファイルを3つまで提出可能。) について、提出する電子データファイルが4つ以上ある場合又は電子データ化できない場合(紙媒体でのみ保管されており、かつPDF化することができない場合等) は、当該書類についてのみ、郵送での提出を可とします。
- 4 提出期限 令和4年(2022年)11月18日(金)(期限厳守)
- 5 災害時情報共有システム(※)について

このことについて、<u>貴事業所(令和3年9月1日以降の新規開設事業所を除く。)が災害時情報共有システムを利用する際に必要となる「被災確認対象事業所番号」及び「初期パスワード」を昨年度発行しておりますが、参考までに別紙のとおり再送付しており</u>ますので、適切に保管いただきますようお願いします。

なお、災害時情報共有システムの利用が可能となるのは、重要事項説明書の情報登録 作業等の終了後になりますので、利用可能となりましたら、別途、通知等でお知らせし ます。

※ 情報公表システムに重要事項説明書の情報を登録することで、災害時情報共有システムの機能 を使用することができ、国及び地方自治体が、災害時における有料老人ホームの被害状況を迅 速に把握・共有し、被災した有料老人ホームへの迅速かつ適切な支援につなげることを目的と しているもの。

【お問合せ先】

能本県健康福祉部長寿社会局

高齢者支援課施設介護班 担当:中田 TEL 096-333-2217 FAX 096-384-5052